

議案第 10 号

令和 8 年度宝塚市病院事業会計予算

資料 7 県指定のがん診療連携拠点から国指定へ変更になった場合の変更点

2018 年のがん診療部門を集約したがんセンターを増築し、放射線治療センター、化学療法センター、がん診療支援センターを設置しました。放射線治療センターの設置により、がん治療の 3 本柱である外科手術、化学療法、放射線治療を当院で行うことができるようになり、以後、専門的かつ標準的ながん治療を市内で完結すべく取り組んできました。県指定から国指定のがん診療連携拠点病院になった場合の変更点は次のとおりです。

1 診療報酬の増加

国指定のがん診療連携拠点病院となることにより、「がん拠点病院加算」が算定できるようになり、年間約 1000 万円の増収が見込まれます。

2 がん診療病院としての認知度と機能の向上

国指定は県指定よりも高度な機能が求められます。国指定の認定を受けていることを患者等に認知され、患者数の増加に繋がることが期待されています。

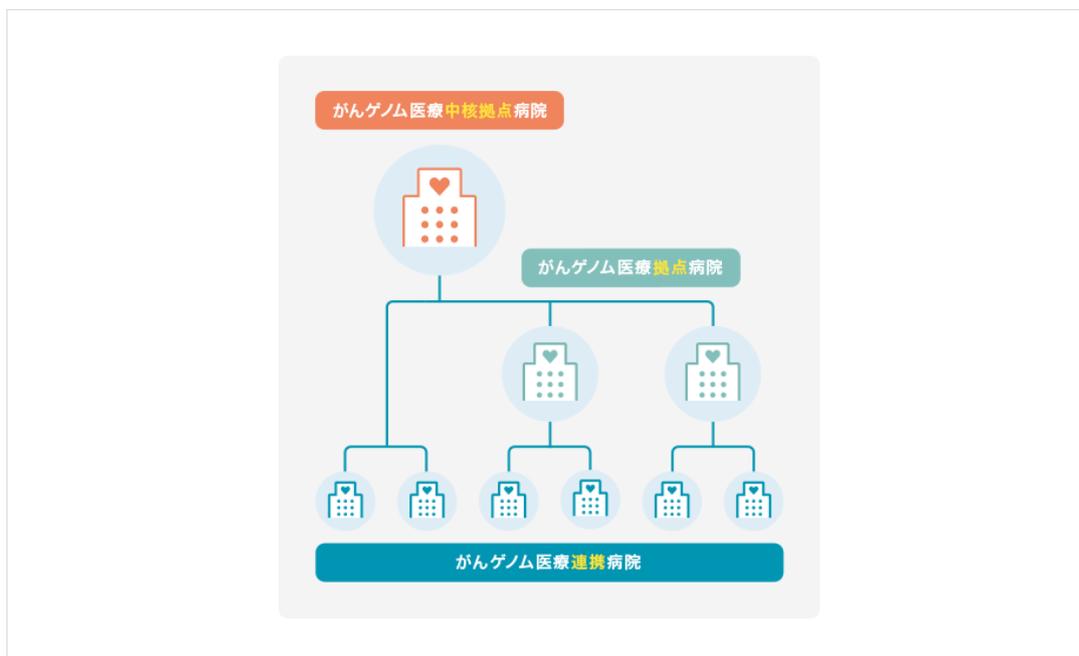
国指定のがん診療連携拠点病院に求められる機能の一例

診療機能	集学的治療（外科手術、化学療法、放射線治療）の提供
	病病連携・病診連携の協力体制
医療従事者	がん専門医の配置
	専門的な医療従事者の配置（看護師、薬剤師、放射線技師など）
研修の実施体制	がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修の定期的な実施
	地域の医療機関の医療従事者も参加する合同カンファレンスの定期的な開催
情報提供体制	相談支援センターの設置

3 がんゲノム医療に向けた取組

将来のがん治療にはがんゲノム治療が重要になります。がんゲノム医療連携病院（※）になるためには、国指定のがん診療連携拠点病院である必要があります。

※ がんゲノム医療連携病院とは、下図のとおり、がんゲノム医療中核拠点病院・がんゲノム医療拠点病院と連携してがん治療にあたる病院です。



- がんゲノム医療中核拠点病院 (がん遺伝子パネル検査を行うことができます)
京都大、大阪大
- がんゲノム医療拠点病院
滋賀医大、近畿大、神戸大、大阪国際がんセンター、兵庫県立がんセンター
- がんゲノム医療連携病院
兵庫医大、尼崎総合医療センター、県立こども病院、神戸中央市民、神鋼記念、関西労災、加古川中央、姫路赤十字、市立伊丹

(用語の説明)

がん遺伝子パネル検査	がん細胞に起きている数十～数百個の遺伝子変化を一度に調べ、一人ひとりに合った治療法の手がかりを見つける検査。この検査結果を用いて中核拠点病院や拠点病院に在籍する「エキスパートパネル」といった専門家集団が検討し、担当医はその結果を参考にして治療法を患者さんに提案します。
ゲノム	DNA にあらわされた遺伝情報の全て (32 億文字列) ➡ ロボット全体の設計図
遺伝子	ゲノムのなかでも「タンパク質の設計部分」であり、ヒトゲノムには 23000 個の遺伝子があります ➡ ロボットのパーツの設計図
がん	遺伝子異常によりコントロールを失った細胞群